令和８年（フ）第８４号
新潟県三条市石上３丁目５番６号　ファミールハウスＤ―102
債務者　牧田　益夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２６０号
香川県木田郡三木町大字平木780番地３　サンピア葛西―202
債務者　佐々木恵美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８３号
香川県丸亀市綾歌町富熊1124番地１
債務者　眞井　仁信
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３６号
宮崎県都城市年見町31号11番地８　サニーⅡ201
債務者　瀬口　貴義
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第６１２号
栃木県下都賀郡壬生町あけぼの町７番４号　アルバスクエア204、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁283番地１
債務者　須藤　義典
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６２１号
栃木県宇都宮市鶴田町3353番地58　太陽マンション105棟201号室、前住所埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―205号
債務者　王　　真美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３５４号
静岡県浜松市中央区三島町1382番地の１　プレミネンス102、前住所静岡県浜松市中央区丸塚町126番地　ローザンヌⅠ　206
債務者　内山　杏里（旧姓森村）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４０号
長崎県島原市本町乙474番地５
債務者　三浦　明人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市明野新町２丁目３番11―206号
債務者　櫻井　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１０９４号
仙台市青葉区宮町４丁目２番43―503号
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６号
福島県相馬市尾浜字札ノ沢80番地の73
債務者　星　　柚衣
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１４８号
茨城県取手市藤代830番地58　アビタシオン藤代２号館102
債務者　青木　龍司
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
茨城県取手市藤代830番地58　アビタシオン藤代２号館102
債務者　青木　玲子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７１号
茨城県神栖市平泉１番地43　ディア・ベルジュ201
債務者　菅　恵里加
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６４２号
栃木県宇都宮市駒生町1410番地　カーサコパンＢ105
債務者　光延　博明
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６４６号
栃木県足利市田島町819番地、前住所埼玉県さいたま市緑区馬場１丁目６番地８
債務者　嶺井　美香
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９７号
千葉県白井市桜台２丁目３番４棟504号
債務者　陣野　チヨ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部